

又は解析によるときは「類似している」と考えられる理由を明示する。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在に伴う生育場の消失及び流況等の生育環境の変化による影響については、調査結果から予測対象とする海生植物及びその生育に関する情報（分布状況、生育状況、生理・生態、生活史等）と対象事業の土地又は工作物の具体的内容及び流況の予測結果に基づき、生育地の消失、生育環境の変化の内容、箇所及び程度について、予測対象とする海生植物ごとに類似事例の引用、解析又は学識経験者等の専門家の意見を参考に定性的に予測する。

対象事業の供用に伴う生育環境の変化による影響については、調査結果から予測対象とする海生植物及びその生育に関する情報（分布状況、生育状況、生理・生態、生活史等）と対象事業の施設の供用に伴う排水等による水質等の予測結果に基づき、生育環境の変化の内容、箇所及び程度について、予測対象とする海生植物ごとに類似事例の引用、解析又は学識経験者等の専門家の意見を参考に定性的に予測する。類似事例の引用又は解析によるときは「類似している」と考えられる理由を明示する。

## 2 予測地域

調査地域に準じる。

## 3 予測対象時期等

### (1) 工事の実施

工事の実施における予測は、工事の実施に伴う濁りの発生等による海生植物の生育環境の変化による影響について行う。

工事の実施における予測対象時点は、原則として工事の最盛期（濁りの発生量のピーク時等）とする。

### (2) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在における海生植物の予測は、工作物等の存在により生育場が消失する直接的な影響及び潮流等の生育海生の変化による間接的な影響について行う。予測対象時点は、原則として工事が竣工した時期以降とし、事業特性を勘案し、海生植物及び生育環境に影響の大きい時点に設定する。

供用における海生植物の予測は、施設の供用に伴う排水等による生育海生の変化による影響について予測を行う。予測対象時点は、事業特性を勘案し設定するが、供用開始後ある程度の時間が経過し、施設の供用が通常の状態になり、かつ、海生植物の生育が安定し、環境保全のための措置の効果が確認できる時点に設定する。

## 12-12 評価

### 1 評価の基本的な手法

#### (1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う海生植物への影響が環境な限り回避・低減されていること及びその程度について評価する。

評価に当たっては、海生植物に係る知見を生かして、重要な種のみに着目せず、植物群衆の多様性、安定性等の観点を考慮するものとする。

#### (2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全の観点からの政

策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これと対比して評価する。

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に基づく野生動物の種
- 文化財保護法に基づく天然記念物の指定等

## 12-13 環境保全措置

### 1 環境保全措置

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う陸生植物への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、陸生植物への影響を回避・低減又は代償するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

なお、影響の種類や程度によっては、事業計画の抜本的な変更が必要となる場合もある。また、保全水準を達成出来ると判定した場合であっても、より一層の保全対策を講じることが望ましい。

#### 【回避・低減】

- 改変区域や造成区域の縮小や変更などにより重要な海生植物の分布地や生育環境として重要な藻場や干潟などへの影響を回避・低減する。
- 工法の工夫により、改変区域周辺の工事による改変量をできる限り抑える。
- 工事による濁りの低減に努めるとともに、海生植物の繁茂期における工事を避けるなど、必要に応じて工事工程の調整を行う。
- 水質の汚濁による海生植物への影響を低減するため、排水口の位置の変更、排水の高次処理等を行う。
- 工事に伴う濁りの拡散を汚濁防止膜の設置により抑える。
- 構造物等により、海水交換が悪くなる場合は、透水性護岸の設置等により海水交換をよくする。
- 護岸等の工作物が海生植物の生育しやすい構造（緩傾斜護岸など）にする。

#### 【代償】

- 対象事業の実施により、重要な海生植物の生育環境（藻場、干潟など）が損なわれるような場合には、量的な面に加え、質的な検討を行い、新たな海生植物の生育環境の確保又は創出をする。

### 2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う海生植物への影響が可能な限り回避・低減又は代償されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を

設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

- 環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。
- 環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。
- 移植場所等の用地が確保できるなど物理的にみて事業者が実施可能であること。
- 環境保全措置の実施に伴う安全性が確保でき、また、他の環境要素への影響についても問題がないこと。
- 採用しようとする環境保全措置は科学的な根拠に基づく実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握出来ること。

## 12-14 事後調査

### 1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

### 2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じ、環境に配慮した調査手法とする。

### 3 事後調査の期間等

事後調査は、予測対象時期と同様な時期に行い、予測及び評価の結果と事後調査結果の比較検討ができる期間とする。

工事の実施においては、工事による影響が最大となる時期、改変された環境がある程度回復したと考えられる時期に、一定期間の調査を実施する必要がある。

土地又は工作物の存在及び供用においては「植物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていること（例えば3世代程度）を確認するための調査をすることが望ましい。また、供用後の予測対象時期が、工事完了後相当程度年数を経た時期に設定されている場合には、工事完了後から予測対象時期までの間に陸生植物の生育状況の経過を把握できるように、定期的な調査時期を適宜設定する。

### 4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、海生植物への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。